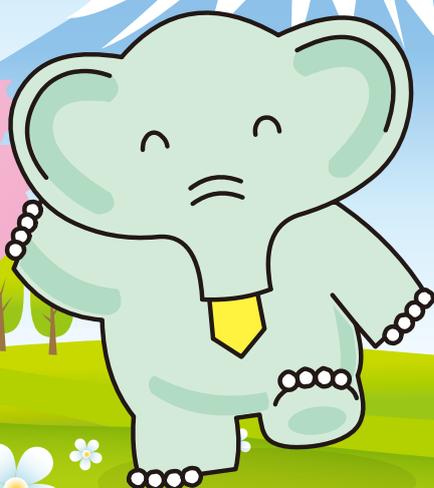


No.491

2025年4月1日掲載

# ゆうせい共済

本誌は紙冊子での発行をいたしていません。



## ● 各種申請・請求書等のあて先

〒330-9792 ※「被扶養者担当」あては、「〒330-9793」をお願いします。

埼玉県さいたま市中央区新都心3-1

日本郵政共済組合 共済センター ○○担当 あて

※ 傷病手当金の請求は以下をお願いします。

〒330-9792 埼玉県さいたま市中央区新都心3-1

日本郵政共済組合 共済センター 給付担当 あて

※ 送付先が変更となりました。送付先にご注意ください。

※ 組合員証(保険証)等のみの返納は以下をお願いします。

〒330-9793 埼玉県さいたま市中央区新都心3-1

日本郵政共済組合 共済センター 組合員証等返納係 あて

※ 2024年4月1日から返納先が変更となりました。送付先にご注意ください。

※ **必ず担当名を記載してください。**

※ 郵送料は差出人負担です。

## ● ホームページ

郵政共済

検索

各種サービス内容や手続の詳細確認のほか、申請様式の取得にご利用ください。



スマートフォン対応

## ● 電話によるお問い合わせ

コールセンター

TEL **0120-97-8484**

受付時間 午前9時～午後6時(土、日、祝日および年末年始(12/29～1/3)除く)

電話番号は  
お間違えのないよう  
お願いします。

共済組合の組合員は、  
右のとおり

長期組合員 と 短期組合員

に分かれています

### 長期組合員

フルタイム勤務の正社員や高齢再雇用社員

### 短期組合員

短時間勤務職コースの正社員や高齢再雇用社員、非正規社員(アソシエイト含む)等

## Contents

長…長期組合員向け 短…短期組合員向け

退…退職者向け

任…任意継続組合員向け

長	短	退	任	● 団体積立年金保険「みらい」の募集が始まりました……2
長	短	退	任	● マイナンバーカードと健康保険証が一体化しました! 資格確認書の交付……3
長	短	退	任	● 日本郵政共済組合被扶養者認定基準が変わりました!……4
長	短	退	任	● 被扶養者の取消は手続きが必要です!……5
長	短	退	任	● 被扶養者の取消手続きにおける提出書類及び 被扶養者証等の返納について……6
長	短	退	任	● 介護掛金率の改定……7
長	短	退	任	● 2025年度年金相談会、予約受付中!……7
長	短	退	任	● 2025年度「特定健康診査受診券」の送付(予告)……8
長	短	退	任	● 健康情報ページ開設のお知らせ……9

本誌中の郵政会社等とは次の組織を示しています。

- ①日本郵政株式会社 ②日本郵便株式会社 ③株式会社ゆうちょ銀行 ④株式会社かんぽ生命保険
- ⑤独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構 ⑥日本郵政共済組合

年に1度の「新規加入」、「加入口数の増口・減口」、「一時積増」の申込みです。この機会をお忘れなく!!

募集期間 2025年4月1日(火)~7月31日(木)

※ 一時積増の募集のみ  
2025年12月31日(水)まで延長

「みらい」の申込方法

新規加入の方

共済組合HPに掲載の「募集号」をダウンロードし、募集号に記載の申込書に必要事項を記入の上、送付してください。

※ 一部事業所へ「募集号」を郵送しましたので、ご利用ください。

● 手続等の詳細は共済HPをご覧ください。

[コチラをクリック](#)



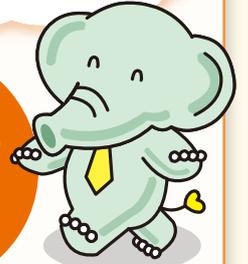
[トップページ](#)

[人生のイベントから探す](#)

[老後に備えた貯金](#)

予定利率  
年1.25%  
+ 配当率

※ 予定利率については、将来変更される場合があります。



既加入の方

口数変更、一時積増、コース追加のお手続は「[みんなのMYポータル](#)」からお申込みください(7月31日まで)。

※ 8月以降の一時積増のお申込みは共済組合HPや共済組合コールセンターで受付予定です。

[コチラをクリック](#)



[トップページ](#)

[人生のイベントから探す](#)

[老後に備えた貯金](#)

[みんなのMYポータル](#)

「みんなのMYポータル」では積立金残高の確認や一部払出(一般型コース)もできます  
**まだ登録していない方はお早目の登録をお願いします!**



「みんなのMYポータル」に係る問い合わせ先

ID/パスワードの登録・利用方法の照会、再発行はこちら

ID/パスワードの再発行についてはこちらでもお受けできます

明治安田生命 団体積立年金保険「みらい」担当

共済組合コールセンター

0120-165-660 (平日午前9時~午後5時)

0120-97-8484 (平日午前9時~午後6時)

Q&A



Q1 今回の募集でいつから加入(口数変更)できますか?

A1 2026年1月1日加入(変更)で、2026年1月給与と控除開始(変更)となります。年1回の機会ですので、来年以降の給与額に応じて口数をご検討ください。

Q2 加入コースの違いについて教えてください。

A2 下の表をご覧ください。詳細については、パンフレットをご参照ください。

	一般型コース	個年型コース
加入年齢	満63歳未満	満55歳未満
中断(払込の全口中止)	3年を限度に払込を中断することができます	払込を中断することはできません
積立金の払出	積立金の一部または全部を払い出すことができます(契約は継続します)	払出しはできません(脱退して一時金を受取ることはできます)
保険料の税法上の取扱い	一般生命保険料控除の対象	個人年金保険料控除の対象

〈みらい担当〉

健康保険証とマイナンバーカードの一体化の方針が政府から示され、医療機関等を受診する際は、マイナ保険証（健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード）によりオンラインで資格情報を確認する仕組みに移行しました。

これにより2024年12月2日以降、組合員証（保険証）等は再発行を含め発行されなくなりました。

### 「資格確認書」

「資格確認書」は組合員証（保険証）等の代わりになるものです。組合員証（保険証）等の廃止に伴い、マイナンバーカードで医療機関等を受診しますが、マイナンバーカードを持っていない方や、持っても健康保険証としての利用登録をしていない方は、組合員証（保険証）等の代わりに資格確認書で医療機関等を受診することができます。

#### 1 交付にかかる期間

共済組合において対象者の方のマイナ保険証の登録状況等を確認後、少なくとも12営業日程度期間を要します。

#### 2 申請方法

健康保険証の利用登録をしていない方は、初回のみ発行申請不要ですが、次回更新からは申請が必要となります。

なお、下記①～③に該当した場合は、新しい資格確認書が発行されます。

① 任意継続組合員となった。 ② 高齢受給者となった。 ③ 組合員番号（社員番号）が変更となった。

また、健康保険証を利用登録をしている高齢者や障がい者が、マイナ保険証で医療機関等の受診が困難な方である場合、申請による交付を受け付けておりますので、別途コールセンターまでご連絡ください。

#### 3 交付方法

共済組合に登録されている住所に簡易書留郵便で郵送します。

共済組合資格確認書			
本人(組合員)		令和 6年12月 3日 交付	
記号	-	番号	01234571 (枝番) 00
氏名	共済 太郎1		
性別	男		
生年月日	昭和50年2月5日		
資格取得年月日	令和6年 5月 1日		
有効期限	令和7年 1月 2日		
保険者番号	3 1 1 1 0 2 8 1		
保険者名称	日本郵政共済組合 		

### 〈資格情報のお知らせ〉

共済組合が把握している組合員及び被扶養者の情報を通知するものです。

すべての方に安心してマイナンバーカードを保険証として利用いただくため、これまで組合員証（保険証）等に記載していた組合員番号や氏名など、共済組合に登録されている資格情報がすぐわかるように「資格情報のお知らせ」をお送りしています。

なお、「資格情報のお知らせ」だけでは医療機関等を受診することができませんのでご注意ください。

- 1 交付にかかる期間 共済組合において対象者の方のマイナ保険証の登録状況等を確認後、少なくとも12営業日程度期間を要します。
- 2 申請方法 申請は不要です。ただし、再交付を除きます。
- 3 交付方法 共済組合に登録されている住所に特定記録郵便で郵送します。



「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」の詳しい情報については共済組合HPをご確認ください。

[コチラをクリック](#)

[トップページ](#) ▶ [マイナ保険証関係](#)



もし「資格情報のお知らせ」の内容が違っていたら、すぐに連絡してください。



〈被扶養者担当〉

# 長短任 日本郵政共済組合被扶養者認定基準が変わりました!

被扶養者の認定及び認定取消の基準となる認定対象者の年間収入を算定する際の必要経費について、より分かりやすい取扱いに改善するため、日本郵政共済組合被扶養者認定基準（以下「認定基準」という。）の一部を改定しました。

認定基準の改定の施行日

2025 (令和7) 年3月1日

改定に伴う主な変更事項

被用者以外（自営業、農業、不動産等）の収入額から差し引くことができる必要経費について、確定申告にあわせるよう範囲を拡大しました。



注意!

## 認定の場合

認定の可否は、未来に向かっての1年間の年間収入見込額により判断しますので、認定事実の発生日が2025年3月1日より前であれば改定前の認定基準、同日以後であれば改定後の認定基準を適用します。

## 認定取消の場合

認定取消の可否は過去（直近1年間）の収入額が収入基準額を超えているかどうかで判断します。  
2025年（2/17～3/17）に行った確定申告は、2024年分（直近1年間）の収入について申告するものです。したがって、2025年の確定申告では旧基準が適用されることとなります。  
※認定取消の審査において新基準が適用されるのは、2026年の確定申告以降となります。

## これまで

限定列挙されたものに限ります。

- 売上原価
- 給料賃金
- 地代家賃
- 小作料、賃借料
- 種苗費
- 肥料費

必要経費として  
差し引くことができる範囲が  
拡大されました!

## 改定後

確定申告で必要経費と認められたものに限ります。

- 売上原価
  - 給料賃金
  - 地代家賃
  - 小作料、賃借料
  - 種苗費
  - 肥料費
  - **荷造運賃**
  - **保険料、法定福利費**
  - **新聞図書費**
  - **旅費交通費**
  - **広告宣伝費**
  - **寄附金**
- 等

- 詳しい情報については、共済組合HPをご確認ください。

[トップページ](#)

[お知らせ](#)

[こちらをクリック](#)



【重要】「日本郵政共済組合被扶養者認定基準」の改定について

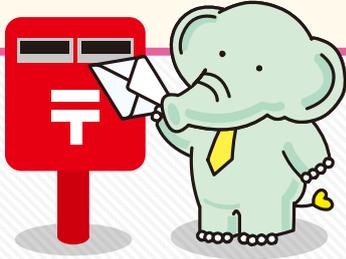
〈被扶養者担当〉

# 長短任 被扶養者の取消は手続きが必要です!

## 被扶養者の方に就職や引っ越しはありませんか?

年度が変わる時期は、進学や就職等、被扶養者の生活環境に変化が生じます。  
「一人暮らしを始める」「別居する」「他の健康保険に加入する」「収入が増える」等

被扶養者の認定要件を欠いた場合は、速やかにご自身で被扶養者の認定取消手続きを行ってください。



認定取消手続きの必要書類は共済センター(被扶養者担当)へ直接送付してください。  
お勤め先の総務担当の方に渡す等、所属会社を介さないようご注意ください。

### ① 就職に伴う取消の例

就職・他の社会保険に加入	学校を卒業して就職、あるいは他の社会保険に加入した
送金停止・別居	被扶養者の収入より多い額の口座間送金をしていない 同居が要件の被扶養者(※)と別居した (※) ①三親等内の親族で、組合員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹以外の者 ②組合員と内縁関係にある配偶者及びその父母並びに子

### ② その他の事由による取消の例

被扶養者の方の希望	被扶養者の収入は基準額の範囲内だが、自ら国民健康保険に加入を希望している
扶養替(共同扶養)	組合員と組合員以外の扶養義務者(以後、「他の扶養義務者」という。)の直近の源泉徴収票を比較した際、他の扶養義務者の収入が組合員の収入を上回っており、今後も他の扶養義務者の収入が多くなる見込みである 他の扶養義務者の前年度の確定申告にて、年間収入が組合員の年間収入を上回っていた
収入増加	パートの雇用条件変更や個人年金の収入により、年収見込が基準額以上となった
公的年金増額改定による収入増加	公的年金が増額改定され、年収見込が基準額(180万円)以上となった
雇用保険受給開始	受給期間の長短に関わらず、日額3,612円(傷病手当金は月額108,334円以上(※)であることも要件)の雇用保険等を受給し始めた (※) 60歳以上の者である場合又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障がい者である者は、日額5,000円(月額150,000円以上)

## 被扶養者の収入要件

被扶養者認定の基準額は130万円未満です。

ただし、60歳以上の者である場合又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障がい者である場合は180万円未満です。

なお、一時的な収入変動による収入増加と認められる場合は、被扶養者として認められる場合もあります(年収の壁・支援強化パッケージ)。

●詳細は共済組合HPをご覧ください。

コチラをクリック



トップページ ▶ 用語から探す ▶ 年収の壁・支援強化パッケージ

〈被扶養者担当〉

提出するもの

● 【取消用】被扶養者等申告書 (1/2) 及び (2/2)

● 確認書類

被扶養者の要件を欠いた理由により異なります。HPの「認定取消に必要な書類一覧」を参照してください。

● 手続等の詳細は共済組合HPをご覧ください。

トップページ ▶

こちらをクリック



よくある手続から探す ▶

被扶養者が減った(取消)

「被扶養者の要件を欠いた理由」と「被扶養者の要件を欠いた年月日」のご記入をお忘れなく!

返納いただくもの

(取消をする被扶養者の方のもの)

- 有効期限内の資格確認書 (※)
- 被扶養者証 (保険証)
- 限度額適用認定証
- 限度額適用・標準負担額減額認定証
- 特定疾病療養受療証
- 一部負担金等免除証明書

(※) 有効期限が切れた資格確認書は、返納の必要はありませんので、ご自身の責任で破棄をお願いします。

こちらを返納してください

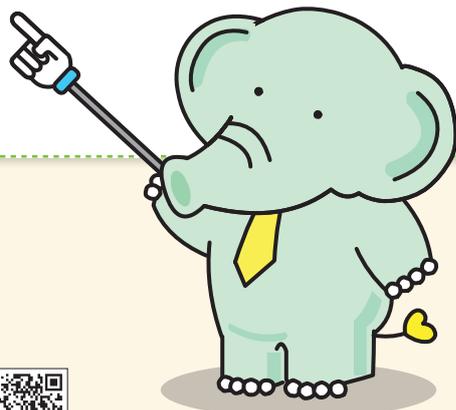
組合員番号

組合員番号

組合員番号

取消書類の送付先

〒330-9793  
埼玉県さいたま市中央区新都心3-1  
日本郵政共済組合共済センター  
組合員証等返納係あて



資格確認書、被扶養者証等を返納せず病院等で使用した場合、共済組合負担額 (総医療費の7~9割) の返還を求めます。刑法上の犯罪に該当することもあります。

● 手続等の詳細は共済組合HPをご覧ください。

こちらをクリック



トップページ ▶

よくある手続から探す ▶

被扶養者が減った(取消)

〈被扶養者担当〉

## 長短任 介護掛金率の改定

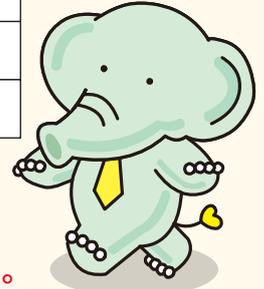
2025年4月から、財務省が定める介護掛金率が次のとおり改定されます。

		変更前 2025年3月まで	変更後 2025年4月から	変動幅
短期掛金率	組員	4.630%	4.630%	なし
	任意継続組員	9.260%	9.260%	
介護掛金率	組員	0.879%	<b>0.895%</b>	<b>0.016引き上げ</b>
	任意継続組員	1.758%	<b>1.790%</b>	<b>0.032引き上げ</b>

(注1) 介護掛金(標準報酬×介護掛金率)は40歳以上65歳未満の組員が納付対象です。

(注2) 厚生年金保険料率及び退職等年金掛金率は、法律上の上限にあるため変更ありません。(長期組員のみ)

共済掛金は当月控除のため、4月に支給される給与から変更後の掛金率が適用されます。



〈標準報酬担当〉

## 長短任 2025年度年金相談会、予約受付中!

国家公務員共済組合連合会(KKR)では、組員や年金受給権者の皆さまの年金額の試算や請求手続など、厚生年金に関する様々な相談に応じるため、今年度も全国各地で年金相談会を開催いたします。

項番	開催地	開催日(2025年)	開催会場
<b>①年金相談会</b>			
1	静岡県(静岡市)	4月11日(金)	中島屋グランドホテル
2	愛知県(名古屋市)	4月18日(金)	KKRホテル名古屋
3	京都府(京都市)	4月25日(金)	KKR京都 くに荘
4	茨城県(つくば市)	5月16日(金)	ホテル日航つくば
5	宮城県(仙台市)	5月23日(金)	仙台ガーデンパレス
6	長野県(長野市)	5月30日(金)	ホテル信濃路
7	福岡県(福岡市)	6月6日(金)	KKRホテル博多
8	北海道(札幌市)	6月13日(金)	ホテルポールスター札幌
9	埼玉県(さいたま市)	6月20日(金)	ホテルプリランテ武蔵野
10	広島県(広島市)	6月27日(金)	広島ガーデンパレス
<b>②リモート相談会(※)</b>			
1	福岡県(福岡市)	4月16日(水)	KKRホテル博多
2	愛知県(名古屋市)	6月4日(水)	KKRホテル名古屋
3	熊本県(熊本市)	6月19日(木)	KKRホテル熊本

(※) リモート相談会とは、KKRホテルの会場でモニター画面に映る相談員が年金相談にお答えする相談会です。

年金相談会は、電話又は郵送による  
**事前予約が必要**です。

予約方法等の詳細については、  
KKRホームページ又は  
下記の問合せ先にて  
ご確認ください。

**コチラをクリック**

KKR年金相談会

検索



私たちが相談  
してみるか?

そうね。  
定員もあるみたいなので  
早めに予約しましょう!



〈年金担当〉

◎年金相談会予約受付専用電話 TEL: 03-3265-9708  
受付時間: 午前9:30~午後5:30(土日祝日・年末年始を除く)

特定健康診査とは？

生活習慣病のリスクを早い段階で見つけるための健康診断です。



特定健康診査の対象となる方

2025年度に40～74歳となる方で、かつ、4月1日現在、次の①～③のいずれかに該当する方

①組合員の被扶養者 ②任意継続組合員 ③任意継続組合員の被扶養者

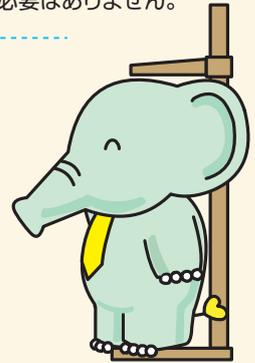
※ 組合員本人は郵政会社等が行う定期健康診断または人間ドックを受診するため、特定健康診査を別に受診する必要はありません。

受診券発行時期

2025年6月上旬～7月上旬頃

(早期(個別)発行や送付先変更をご希望の方は、下記をご確認ください。)

※ 組合員の総合人事情報システムまたは非正規社員管理システムに登録している自宅住所へ送付します。



特定健康診査の受診方法

共済組合ホームページの「特定健診等の実施機関検索」から対象の医療機関を検索してご予約ください。

早期(個別)発行・送付先変更を受け付けています!!

- 通常受診券発行時期よりも前に受診したいから早く受診券がほしい!
- 単身赴任等により別居している被扶養者の自宅に直接受診券を送付してほしい! 等の場合は、

2025年4月30日(水)までに、

右の二次元コード「特定健診受診券発行等専用フォーム」から早期(個別)発行及び送付先変更の申込みを行ってください。

※ 早期(個別)発行の場合、お手元に届くまでに2週間程度要します。



コチラをクリック

<https://www.yuseikyosai.or.jp/kenshin-request/agree.html>

ユーザー名 yuseikyosai

パスワード

「資格情報のお知らせ」や「資格確認書」、マイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」に記載されている「保険者番号8桁」(※)

(※) 個人ごとの組合員番号ではありません。

特定健康診査受診者特典(カタログギフト)終了のお知らせ

2022年度より実施しておりました**特定健康診査受診者特典(カタログギフト)**につきましては、施策開始から3年が経過し、特定健康診査の受診率の向上に一定の効果を得ることができましたので、**2024年度をもちまして終了**いたしました。

ご協力いただきましたみなさまに、心からお礼申し上げます。

- 手続等の詳細は共済組合HPをご覧ください。

トップページ

用語から探す

特定健診・特定保健指導

特定健康診査(特定健診)



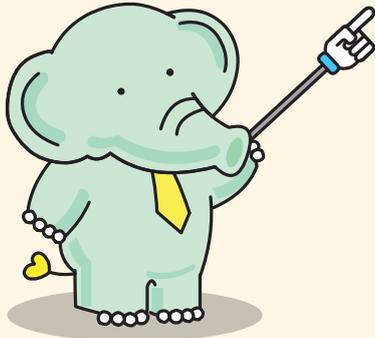
〈 助成担当 〉

ゆうせい共済490号(2025年2月3日発行)でもお知らせのとおり、被扶養者等の特定健診の結果等の閲覧にご活用をいただいていた健康ポータルサービス「ハピルス」は、利用登録者が僅少のため、2025年3月31日(月)をもちましてサービスの利用契約を終了しました。

※ 組合員本人へのサービス「マイヘルスNavi」は、引き続きご利用になれます。



## 今後は



新たに、健康情報ページを共済組合ホームページ内に開設します。健康に関する「Webコンテンツ」や「マイナポータルによる特定健診結果の閲覧方法」を掲載しますので、組合員のみなさまやご家族のご健康のためのヒントとなる情報元として、積極的にご利用ください。

### その1

#### 健康情報Webコンテンツ

健康情報Webコンテンツとして、全12回にわたり、健康情報全般に関する情報やレシピなど掲載します。2025年度の内容は、「ココカラ習慣であなたをチェンジ!」です。本コンテンツは、2026年3月31日までの期間限定で掲載予定です。掲載時期等の詳細は、決定次第共済組合ホームページで、お知らせします。



### その2

#### マイナポータルによる特定健診結果の閲覧方法

40歳以上の方は、マイナポータルで特定健診の結果等が閲覧できます。なお、利用の際は「マイナンバーカードの健康保険証利用登録」が必要です。→ スマートフォン等を利用して、「マイナポータル」で利用登録ができます。



#### マイナポータルでの閲覧方法

- Step1** マイナポータルにアクセスし、ログイン
- Step2** メニュー「わたしの情報」→「健康・医療」→「健康診断・健診情報」の順に選択
- Step3** 取得する情報が「健診情報」となっていることを確認し、「表示する」を選択
- Step4** 回答詳細が表示→「PDFをダウンロードする」や「健診結果」で内容を確認

詳しくは「わたしの情報について／マイナポータル」をご覧ください。  
URL:[https://myrna.go.jp/html/my\\_information.html](https://myrna.go.jp/html/my_information.html)



〈 助成担当 〉